

無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書の提出について

無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年5月28日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名
〔自民党市議団、民主・都みらい、
公明党市議団、京都党市議団、
みんなの党・無所属の会〕

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、法務大臣、
国家公安委員会委員長 宛て

京都市会議長名

無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書

4月23日に亀岡市で集団登校中の児童等の列に暴走車が突っ込み、小学生ら3人が死亡し、7人が負傷する痛ましい事故が発生した。亡くなられた方の御冥福と共に、負傷された方の一日も早い回復を心よりお祈りいたします。

この事故は、無免許の少年が運転していた車が起こした事故であり、何の責任もない将来のある子どもたちや保護者が犠牲になったことに、日本中が深い悲しみを覚えるとともに、怒りを禁じ得ない。

今回、この運転していた少年に適用されたのは、刑罰の重い危険運転致死傷罪ではなく、自動車運転過失致死傷罪である。これは、危険運転致死傷罪適用の構成要件が「進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ」と曖昧な記述であることに起因している。これについて、亡くなった方や家族にとって、決して納得できるものではない。このような事故を繰り返さないためには、道路交通法及び刑法における無免許運転の厳罰化をはじめ、無免許運転を許さない社会づくりが急務である。

よって国におかれては、このような無免許運転を根絶させるため、道路交通法における無免許運転を厳罰化するとともに、刑法における危険運転致死傷罪適用の構成要件に無免許運転を明記するよう、法改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。